

田子町県境不法投棄原状回復調査協議会におけるワーキンググループの組織と活動

前回の調査協議会において、様々な調査や協議・検討をするためには、その分野が多岐に渡っていることから、調査協議会の中にワーキンググループという各々調査・検討する部会的な組織を設置し、その中で検討をしてはどうかという建設的な提案がなされた。このため、協議会の運営に関し今後必要と考えられる協議・検討業務を行うため、下記のワーキンググループを組織し、町長又は調査協議会委員長から要請された調査・検討・協議事項などを行い、その結果を調査協議会委員長に報告、町長に提言する。町長はこれらの提言を受けて町の方針を決定していくものとする。

1. 組織

●環境調査ワーキンググループ

調査・検討項目

- (1) 両県の行う原状回復対策が早急・適正に行われているかの調査・監視を行うこと。
- (2) 周辺環境や廃棄物等の汚染レベル、撤去に伴う事業の安全性の評価をすること。
- (3) 町の環境保全などに関する調査・検討をすること。

●環境再生ワーキンググループ

調査・検討項目

- (1) 原状回復対策である全量撤去が確実かつ円滑に実施される方策を検討すること。
- (2) 平成24年度までに実施する現場の原状回復・環境修復のあり方及び必要な事業の調査・検討をすること。
- (3) 平成25年度以降の現場の環境再生のあり方及び必要な実施事項の調査・検討をすること。

●環境行動ワーキンググループ

調査・検討項目

- (1) 自然と共生できる町づくりのための環境行動のあり方を検討すること。
- (2) 田子町の将来のために取り組むべき地域再生・活性化のあり方を検討すること。
- (3) 環境学習の取り組みや普及啓発・情報発信に関するあり方を検討すること。

2. 委員構成

- ① 調査協議会委員の各委員は希望によって上記のワーキンググループに属する。
- ② 委員の希望により、複数のワーキンググループに属することもできる。また、どのワーキンググループにも属さないこともできるものとする。
- ③ 各ワーキンググループにおいては、グループリーダーを選任する。
- ④ 各ワーキンググループにおいては、必要に応じて外部の有識者の意見を聞くことができる。
- ⑤ 調査協議会の委員長及び副委員長は、どのワーキンググループにも属さず、アドバイザーとなる。

3. ワーキンググループの開催

- ① 各ワーキンググループの開催は、町長又はグループリーダーが必要に応じて招集する。
- ② ワーキンググループの会議は通常は公開とする。
- ③ 必要に応じ、各グループリーダーの合意により、複数のワーキンググループが合同で会議を開催することができる。